

# 一般社団法人 日本LD学会 奨励賞・功労賞等に関する規程

## 第1章 通則

### 第1条

一般社団法人 日本LD学会 定款第3条及び第4条(6)により本規程を定める。

## 第2章 目的と名称

### 第2条

本学会の「奨励賞」は、LD等に関する実践活動・研究活動に顕著な業績があった者ならびに、本学会の大会及び研究集会において継続的に研究発表を行った者を表彰し、もってLD等の教育の発展に寄与することを目的とする。なお、奨励賞は、「研究奨励賞」、「発表奨励賞」の2種類とする。

### 第3条

本学会の「功労賞」は、本学会の運営などに尽力し本学会の発展と向上に貢献した者を表彰し、ひいてはわが国のLD等の教育の発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 受賞の条件

### 第4条

「研究奨励賞」は、LD等の教育に関する優れた実践者であり、その成果を本学会機関誌に投稿している実践者、ならびにLD等に関する独創的な研究を行い、その成果を本学会機関誌に投稿している研究者に授与する。受賞の条件は次の3つとする。

- 1 学会誌に10年間で2件の査読付き論文を単著または筆頭著者として掲載している。
- 2 過去に表彰の対象となった論文は対象外とする。但し、表彰後に改めて前項1の条件を満たした場合は再度表彰の対象とする。
- 3 本学会の正会員である。

### 第5条

「発表奨励賞」は、本学会大会等において研究発表・シンポジウム等を数多く行っている者に授与する。受賞の条件は次の4つとする。

- 1 過去5年の発表等を以下(1)から(3)の基準でポイント化した合計が20ポイント以上。  
(1) ポスター発表 筆頭発表者：5ポイント、連名発表者：0ポイント

- (2) 口頭発表 筆頭発表者：5 ポイント、連名発表者：0 ポイント
  - (3) 自主シンポジウム 企画者・話題提供者：2 ポイント、司会者・指定討論者：1 ポイント
- ※ 役割が重複している場合、ポイントの高い方を優先する。
- 2 ポスター発表または口頭発表を5年間で3回以上行っている。
  - 3 一度表彰の対象となった発表等は対象外とする。
  - 4 本学会の正会員である。

## 第6条

「功労賞」は、本学会の円滑な運営のために尽力し、本学会の発展と向上に多大な貢献をしている者に授与する。受賞の条件は次の3つである。

- 1 次のいずれかの条件に該当していること。
  - (1) 理事長、副理事長、常任理事、監事を1期(2年)以上務めていること。
  - (2) 理事を2期(2年×2)以上務めていること。
  - (3) 本学会大会会長を務めていること。
  - (4) その他これに準ずるもの。
- 2 年齢が原則として60歳以上であること。
- 3 本学会の正会員である。

## 第4章 受賞者の決定

### 第7条

受賞者の選考は、常任理事会で行い、受賞候補者を理事会に推薦する。

### 第8条

理事会は、常任理事会から推薦された受賞候補者の中から受賞者の決定を行う。

## 第5章 賞の授与

### 第9条

理事長は、年次大会において、前条によって決定された受賞者に対して賞を授与する。

### 第10条

「研究奨励賞」及び「功労賞」の受賞者には賞状と副賞を授与し、「発表奨励賞」の受賞者には賞状と記念品を授与する。

### 第11条

「研究奨励賞」、「功労賞」の受賞者への副賞は、50,000円とする。

## 第6章 改定

### 第12条

本規程の改定は、理事会または常任理事会の議決による。

### 附則

1. 本規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。
2. 本規程は、2024（令和6）年2月4日に一部改定した。

### 奨励賞・功労賞等に関する申し合わせ

奨励賞・功労賞等に関する規程第6条（4）その他これに準ずるものの具体例として、研究集会の実行委員長を含む。